

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道NPO被災者支援ネット（以下、本会と称する）は、被災地・被災者支援を行っているNPOを支援することにより、被災地復旧・復興、被災者、被災避難者の生活再建支援に寄与することを目的とします。

(名称)

第2条 本会は、北海道NPO被災者支援ネットと称します。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を札幌市内に置きます。

(規則及び細則)

第4条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は、規則及び細則で定めます。

- (1)規則は運営会議が定めます。
- (2)細則は事務局長が定めます。

第2章 事業・活動

(事業・活動)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業・活動を行ないます。

- (1)資金支援 被災地／被災者支援を行っているNPOに北海道NPOファンドが助成金を拠出するための資料を提供します。
- (2)被災地訪問支援 道内から被災地支援に入るNPOの後方支援を行います。
- (3)被災者・避難者の北海道への受入支援を行っているNPOと連携し、支援します。
- (4)上記に係る各種情報の収集と提供を行います。
- (5)市民活動、行政や各種団体・企業との連携・協働をすすめながら、より効果的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 次に掲げる団体・個人を会員とします。

- (1) 本会の趣旨に賛同し、一口以上の会費を納入した法人及び団体
- (2) 本会の趣旨に賛同し、一口以上の会費を納入した個人

(会員登録)

第7条 会員になろうとする団体、個人は、会費の納入をもって会員登録されます。

(会費)

第8条 会費は年会費とし、単位は1口1万円とします。

- 2 会費の効力は、加入月にかかわらず毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(退会)

第9条 会員は、任意に退会することができます。

- 2 退会の場合、既に払い込んだ会費は返還しません。

(非任意退会)

第10条 前条のほか、会員は次の事由の場合、退会となります。

- (1) 破産
- (2) 除名
- (3) 解散
- (4) 第8条に規定する要件を満たさなくなったとき

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により除名することができます。

- (1) 本会事業・活動の妨害を行ったとき
- (2) 法令等に違反し、本会の信用を失墜させるような行為を行ったとき

第 4 章 運営会議及び事務局

(運営会議)

第 12 条 本会に運営会議を設置します。

(運営会議の構成員)

第 13 条 運営会議は NPO 推進北海道会議、北海道 NPO サポートセンター、北海道 NPO フェア
ンド、北海道 NPO バンクの代表者及び事務局長と本会の事務局長で構成します。

- 2 事務局長は本会を代表するものとします。

(運営会議の議決及び議事録)

第 14 条

運営会議の議決は、メンバーの過半数が出席し、出席者の過半数により決することとします。

- 2 運営会議の議事については、議事録を作成し、議事録署名人の承認を得ることとします。

(事務局)

第 15 条 本会に事務局を置きます。

- 2 事務局長は運営会議で決めます。
- 3 事務局の運営は事務局長が行います。

第 5 章 総会

(総会)

第 16 条 総会は、会員により構成します。

(総会の議決及び議事録)

第 17 条 総会の議決は出席者の過半数で決します。

- 2 総会の議事については、議事録を作成し、議事録署名人の承認を得ることとします。

(総会の議決事項)

第 18 条 総会の議決事項は以下に掲げるものとします。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業・活動・会計報告の承認
- (3) 解散

第 6 章 会計

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とします。

(附則)

この規約は、2011 年 3 月 24 日から発効します。

以 上